

○財務省告示第二百八十号

オーストラリア産電解二酸化マンガンに対し不当廉売関税を課する期間として関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第一項の規定により指定された期間が満了したので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年九月二日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税定率法（以下「法」という。）第八条第一項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

(一) 品名 電解二酸化マンガン

(二) 銘柄、型式 法の別表第二八二〇・一〇号に掲げる二酸化マンガン（電気分解の工程を経て製造したものでない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。）

(三) 特徴 主として、電池の材料に用いられる。

二 法第八条第一項の規定による指定に係る貨物の供給国

オーストラリア

三 法第八条第一項の規定により指定された期間

電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令の
施行の日（平成二十年九月一日）から平成二十五年八月三十一日までの期間